

## 1. 学校教育法について

まず、学校教育法について申し上げます。「改正の方向」によれば、第1に、学校種の目的及び目標の見直し  
があげられており、それは、「改正」教育基本法第2条に教育の目標が規定されたことをふまえてのものである、  
とされています。

「改正」教育基本法にかかわる国会での審議を通して、「国を愛する態度」＝愛国心を入れ込み、法律で子ども  
と国民に押しつけることは、憲法第19条が規定する思想、良心、内心の自由にそむく大問題であることが提起  
され、議論されたことは、記憶に新しいところです。「目標」には、それがどれだけ達成されたかという「評価」  
がともないます。国会審議では、いわゆる愛国心通知表がとりあげられ、当時の小泉首相は、「愛国心を評価する  
ことは難しい」と述べ、当時の小坂文部科学大臣は、「愛国心にABCをつけることなど、とんでもない」と答弁  
しました。

「改正」教育基本法には、「国を愛する態度」等を目標として盛り込むことにはなりましたが、これを子どもと  
国民に押しつけるべきではない、というのが国会審議の到達点です。この到達点をふまえるならば、「改正」教育  
基本法を根拠に、学校教育法に同様の目標を新たに盛り込むべきではない、ということが結論になると考えます。  
学校教育法に、憲法第19条にそむく「国を愛する態度」などの目標を盛り込むことには、明確に反対する立場  
を表明するものです。

中教審審議におかれましては、最高法規である憲法との整合性についての真剣な検討と吟味を当然の前提とし  
て、第164通常国会および第165臨時国会における政府答弁もふまえた検討、吟味をお願いしたいと思います。

第2に、義務教育の年限については、教育基本法から削除したので、学校教育法に位置づけることは当然であ  
ると考えます。義務教育の年限について、これを変更すべきであるという父母・国民からのとりたてての要求は  
ないことから、現行制度どおりとすることで問題はないと考えます。したがって、教育基本法と同様の文言で「国  
民は、その保護する子女に、9年の普通教育を受けさせる義務を負う」と規定するだけで十分であると考えます。

第3に、学校の評価等に関する事項を学校教育法に新設することについてですが、学校がすすめている教育活  
動の評価については、各学校がそれぞれもっている課題について、各学校で、子どもの意見や父母の意見をきき  
ながら、双方向的かつ自主的におこなうことが重要であり、法律にこれを位置づけることについては、なじまな  
いと考えます。したがって、学校教育法に学校評価にかかわる事項を新設する必要はないと考えます。

第4に、副校長、主幹、指導教諭など新たな職をつくり、第28条に位置づけることについて意見を述べます。

これは、職場に新たな上意下達の体制をつくることになります。子どもの成長・発達に直接かかわる教育現場  
では、教職員が自主的で闊達な教育活動をおこなうことが何よりも求められます。これは、憲法第13条、19条、  
23条、26条が教育に要請する基本原則であることは、旭川学テ最高裁判決からも明らかです。これに上意下達  
で指示、命令による学校運営体制をつくることは、本来なじみません。現におこっている教職員の困難は、これ  
まで政府・文部科学省が教育委員会や校長をとおして、教職員に対する管理統制を強め、教職員の自主的で闊達  
な教育活動の幅を狭め、教育現場を息苦しくしてきたことが最も大きな原因の一つです。憲法第19条が規定す  
る内心の自由のお互いの承認を前提としてなりたつ教育のいとなみの中心点は理解と納得であり、それゆえ命令、  
強制は教育になじみません。子どもの成長・発達を目的とする教育現場が求める学校運営組織は、利潤追求を目  
的とする企業の運営組織とはまったく異なるものです。先行的に主幹が設置されている東京では、主幹のなり手  
がないという大きな問題を抱えているのは、こうした運営組織が教育といういとなみをおこなう学校にふさわし

くないことを事実で示すものです。

加えて言うと、「改正の方向」では、副校長は授業をもたないこととなります。また、主幹や指導教諭も授業を持つ時間は非常に少なくなることが予測されます。教職員は文部科学省の調査でも、月 80 時間を越える長時間過密労働の状態におかれています。このもとで、教職員定数を増やしてほしいというのが現場の切実な願いとなっています。ところが「骨太の方針 2006」では、教職員に対しては、自然減を上回る純減が提起され、教職員を増やすどころか減らす方向が示されています。教職員を減らして、そのうえに授業を持たない職や授業を持つ時間が極端に少なくなる職を新たにつくれば、教職員はますます過重負担となり、多忙化に拍車をかけることは、火を見るよりも明らかです。こんなことをすれば、現場教職員から激しい怒りの声が寄せられることは間違いありません。

中教審審議におかれましては、そうした現場の実態と教職員の要求をふまえ、抜本的な見直しを強く求めます。

以上のことから、新たな職を第 28 条に位置づける学校教育法改正に反対します。

## 2. 教育職員免許法について

第 2 に教免法改正について述べます。教免法改正の目的は、教員免許更新制をおこなうためです。教員免許更新制については、2005 年に中教審がヒアリングをおこなった際に、反対の意見表明をおこなっており、さらに中間報告が出された段階で、教員免許更新制は導入すべきではないという中央執行委員会見解を表明しています。あらためてその意見と見解を添付していますので、基本見解はそこに譲ります。

ここでは、3 つの角度から問題提起いたします。

第 1 は、憲法が規定する公務員の全体の奉仕者性との関係です。教員免許更新制は、時の政府のいいなりになる教員づくりであり、この点から、憲法第 15 条 2 項が規定する「公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」にそむく大問題を持つということです。「改正」教育基本法から「教員は、全体の奉仕者であって」という規定は取り払われてしまいましたが、憲法には、公務員としての教員が全体の奉仕者であることは厳然として規定されています。憲法との関係での厳密な吟味、検討を求めます。また、私立学校の教員については、教育が父母・国民との直接的関係でいとなまれることから、身分は公務員ではなくても、全体の奉仕者性をもつことは当然であり、したがって、現行教免法においても公立学校教員と同様に位置づけられているところであることも申し添えておきます。

第 2 は、教員免許更新制についての制度設計そのものが成り立たないのではないかとということです。文部科学省は、これまで教免法を改正して、特別非常勤講師など教員免許を持たないものを教壇に立たせる制度をすすめてきました。また、文部科学省の政策誘導によって、小学校英語が導入されているところが多くありますが、ほとんどの場合、英語教員の免許を持たないものがその指導にあたっているのが、実情です。また、高校の情報の免許は、わずか 30 時間の講習の受講による安易な免許交付をおこなってきた実態があります。たとえて言えば、これまで、無免許運転を奨励し、そのための専用道路をつくって、どんどん走らせてきたにもかかわらず、今回突然、きちんと免許を持っている人には厳しい取締りをおこなうようなものであり、政策的整合性をもたないものです。これでは、国民に対して説明が付きません。このもとで、どのような制度設計が可能かというのでしょうか、きわめて不可解です。

なお、免許の失効、取り上げについては、現行教免法第 10 条、第 11 条で規定されており、これを正しく運用することで十分対応できると考えます。

第 3 は、教員免許更新制は、教員の身分を根底から危うくするものであり、こんなことをすると教員志望者が激減する重大問題を引き起こす危険性がきわめて高いということです。すでに 2 月 19 日付け東京新聞では、「教員養成学部の志願倍率が低下」と報じており、「いじめ問題での教職員批判や政府の教育再生会議での『ダメ教師

排除論』などの教育に対する逆風の強さが人気低下の背景」と述べています。教員免許更新制は、教員を10年目には必ず失職する危険があるという状態に置くことです。このような不安定な職業はほかありません。教員をこのような不安定な職業に貶めて、だれが、教員を志望するでしょうか。教員免許更新制は、「教育は人」という教育の根幹を崩す大問題を引き起こす危険性がきわめて強いものであり、絶対に導入するべきではないと考えます。

ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」においても、「教員の適切な地位および教育職に対する社会的尊敬が教育の目的および目標の完全な実現にとって非常に重要であることを認識するものとする」（指導原則5）と述べられており、教員免許更新制は、この国際的共通基準に照らしても、導入するべきではないことを付け加えておきます。

また、教育職員免許法改正とかかわって、「指導が不適切な教員の人事管理の厳格化」のための教育公務員特例法の改正について提起されていますが、いわゆる「指導力不足教員」の人事管理については、CEART（「教員の地位勧告」の適用に関するILO・ユネスコ共同専門家委員会）の勧告に沿った、手続きの公平性、透明性、などの確保こそ求められており、新たに教育公務員特例法を改正する必要はないと考えます。

### 3. 地教行法について

第3に、地教行法について述べます。地教行法の「改正方向について」では、一方で「教育における地方分権」を述べつつ、もう一方で「教育における国の責任の果たし方」として文部科学大臣が、都道府県教育委員会や市町村教育委員会に対し、是正勧告や指示ができるようにすること、また、教育委員会や学校等の教育機関は、文部科学大臣・都道府県教育委員会が行う調査に協力するものとするなど、国の権限強化の方向を示しており、大きな矛盾をもつものとなっています。

また、都道府県教育長協議会ならびに都道府県教育委員長協議会は、2007年2月13日に、文部科学大臣および教育再生会議にあてて、意見表明をおこない、「教育委員会制度等地方に関わる事柄については、各地域が当事者意識と責任を持って教育に取り組むという地方分権の視点に立って、議論がなされるべきである」と述べておられます。

これらをおまえ、2つの角度から意見を述べます。

第1は、教育の地方自治の原則です。地方自治は憲法第92条でその基本原則が規定され、教育が地方の業務であることは地方自治法で規定されています。旭川学学最高裁判決では、そのことについて、「戦前におけるような国の強い統制の下における全国的な画一的教育を排して、それぞれの地方の住民に直結した形で、各地方の実情に適応した教育を行わせるのが教育の目的及び本質に適合するとの観念に基づくものであって、このような地方自治の原則が現行教育法制における重要な基本原理の一つをなすものであることは、疑いをいれない」と教育の地方自治を確認しています。したがって、憲法と地方自治法が要請する教育行政は、当然地方自治を原則とすべきです。とりわけ、教育長については、「地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する」（地教行法第4条）ものであり、教育長の任命について国が関与することは、首長のみならず、地方議会の意思をも国が無視するものとなり、地方自治および、議会制民主主義をおかすものといわなければなりません。

なお、私立学校について、教育委員会が関与することは、私学の自由にかかわる大きな問題であることを指摘しておきます。

第2は、憲法が要請する教育の責務と教育行政との関係についてです。先に述べたように、憲法第13条、19条、23条、26条は、教育の自由の根拠であり、それは、教育が国民との直接的関係でいとなまれることに由来します。教育行政が及ぼす作用は、あくまで行政作用であり、教育と教育行政は区別されなければなりません。したがって、現行地教行法においても、学校と教育行政の関係は、指導助言関係が基本であり、指示命令関係で

はありません。「改正の方向」が言うように、学校に対して、文部科学大臣や都道府県教育委員会がおこなう調査に「協力するものとする」という訓示規定をおこなって、学校に対する教育行政の関与を強めることは、指導助言関係という原則を崩すことになり、それは、教育に対する憲法的要請および、旭川学テ最高裁判決の到達点にもそむくこととなります。この角度からも、地教行法改正には反対です。

以上申し述べたことは、「改正」教育基本法が憲法に背反する重大問題をはらんだ法律であることに根本的原因があると考えます。「改正」教育基本法を具体化しようとするほど、それぞれが憲法との根本的関係を問われることとなります。あらためて、憲法に立脚した真剣な検討を求め、意見表明いたします。

### 1. 教員養成分野における専門職大学院の活用について

今日の子どもの困難を解決するために、「素案」が、学校現場の「課題に対応しうる高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた教員が求められている」と述べられていることについては、その認識を共有するものです。そのため、大学における教員養成および大学院での教員養成を見直す、という方向そのものを否定するものではありません。そのためには、学部卒業生や現職教員の一部を対象とした専門職大学院の活用というレベルではなく、教員養成全体をどのようにおこなうべきなのかという広い視野にたった検討が必要であると考えます。

たとえば、OECD、IEAの調査で、もともと学力が高いとされたフィンランドでは、初等中等教育の教員養成は、すべて大学院レベルでおこなわれており、これが教師の質の高さを確保する重要な要因となっていると指摘されています。こうした諸外国のすぐれた教員養成制度からも学び、日本の教員養成もフィンランドと同様に、すべて大学院でおこなう、という方向も検討の対象とすべきであると考えます。また、教員養成のカリキュラムも、学問研究の成果をふまえて、今日的課題にこたえるものへと抜本的に見直す必要があると考えます。

以上を前提として、「素案」が示す方策については、いくつかの点について疑義があり、意見を申し述べるものです。

第1に、この制度が一部の現職教員、学部卒業生のみを対象とした制度となっており、しかもこの専門職大学院卒業生を、現職教員の場合は、処遇や給与で優遇すること、学生の場合は採用にあたって「通常より簡便な方法で採用選考を行う」として、学部卒業生に比べて優遇すること、などがあげられています。こうした制度は差別的制度といわざるを得ず、大きな問題があると考えます。

第2に、この制度が、現職教員については、地域における指導的教員、将来の指導主事、管理職をつくるための制度となっており、学部卒業生については、「即戦力としての新人教員」づくりをおこなうものとなっています。この目的論自体が現職教員を選別し、学部卒業生をも「即戦力」か「非即戦力」かによって恣意的に選別する制度となる必然性を持っています。こうした目的で専門職大学院が活用されることについては、明確に反対の意思を表明します。

第3に、課程の目的と教育課程についてです。専門職大学院は学校教育法第65条2項で「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」と規定されています。ところが「素案」では、教員養成分野の専門職大学院については、「専ら教職の養成または研修のための教育を行うことを目的とする」として、専門職大学院の設置目的から、学術の理論及び応用の教授研究、深い学識と卓越した能力、という部分がはずされています。これでは、教育における学問研究の軽視と受け取らざるを得ません。学問研究と教育については、教育基本法第2条が、憲法第23条の規定に重ねて「学問の自由の尊重」を規定していることから明らかなように、戦前の教育が学問研究と切り離され、国民教化の道具とされたことへの深い反省から、戦後教育の出発点は、その正しい結合をはかりとうとしたものです。このことに照らして、再検討を求めるものです。

また、教育課程については、教科等の実践的な指導方法、学級経営、学校経営に関する内容などが例示されるとともに、「教育委員会の意向を十分踏まえた」教育課程の柔軟な編成、が述べられています。これでは教育行政の政策目標に、専門職大学院の教育課程が従属させられる危険があると指摘せざるを得ません。再検討を求めるものです。

これらの問題が引き起こされるのは、冒頭に述べたように、この制度が一部の教員や学部卒業生を対象とした管理職養成の制度であるという制度設計そのものの問題があると考えます。この点についての抜本的再検討を求めるものです。

第4に、教員養成制度と採用、研修制度との関係についてです。「素案」では、「新人教員」については、「通常より簡便な方法による採用選考」を行い、「初任者研修を免除することができる」としていますが、これは、「大学での教員養成」「開放的免許制」という大原則に照らして大きな問題があると考えます。つまり、大学（大学院）における教員養成と教育行政による採用選考を安易に結びつけて特別扱いするものであり、教育行政の介入・干渉をこの制度そのものが内包するものになっているのです。また、初任者研修制度については、私たちはその制度撤廃を求める立場にあるのですが、それは横においても、この制度において、仮に専門職大学院卒業生の初任者研修を免除するとすれば、これも大学がおこなう教員養成の課程の履修と、教育行政がおこなう現職教育としての初任者研修制度を混同するものであり、問題があると考えます。

現職教員についてはその「能力を十分に発揮しうる職務・位置づけ」を学校現場等で用意する、とされていますが、これも校長をはじめ学校の教職員集団の意思を無視してできるものではありません。運用如何によれば、教職員の共同に重大な障害を持ち込みかねないと考えます。しかも、現職であれ学部卒業生であれ、専門職大学院修了者を給与面で優遇するなどという差別待遇と一体にこれらの施策がおこなわれれば、教職員の中に重大な差別・分断を持ち込むことになり、容認することはできません。

以上のことから、「素案」は問題が多すぎるものであり、目的論をはじめとして、この制度設計の抜本的な再検討を求めるものです。

## 2. 教員免許更新制について

この問題について私たちは、文部科学大臣の諮問時点から、導入すべきでないという立場を公式に表明しており、現在、貴審議会に対して、導入見送りの答申をおこなわれるよう、各職場・分会から文書を提出しているところです。あらかじめそのことを申し上げたうえで、いくつかの点について意見を申し上げます。

第1は、教員免許更新制導入の根拠についてです。私が申し上げるまでもなく、2002年2月に中教審が出された答申では、「現時点におけるわが国全体の資格制度や公務員制度との比較において、教員のみ更新時に適格性を判断したり、免許状取得後に新たな知識技術を修得させるための研修を要件として課すという更新制を導入することはなお慎重にならざるを得ない」として導入を見送ったものです。これをわずか3年後に持ち出すには、それなりの説得的根拠が必要です。これについて「たたき台」では、「近年の学校教育の変化」として、子どもの学力問題、学習意欲、学習習慣、生活習慣の問題、一部の教員による不祥事、など2002年答申時点でもすでに存在していた問題をあげたうえで、「現在、こうした変化が、より明確に、かつ複合的に生じてきており」と述べ、「教職に対する尊敬と信頼を確立する必要性は、平成14年答申時に比べて、格段に高まってきている」と結論付けるにいたっています。しかし、「これらの変化の萌芽は平成14年答申時も、一部現れていた」と「たたき台」自身が述べているように、2002年時点でもこれらの問題はすでに存在し、社会問題ともなっていたものであり、ここ3年で「格段に高まっている」とは、とてもいえたものではありません。この点で十分な根拠を示していないと考えます。

また、他の資格制度との関係でも「他の資格制度においては、更新制を導入しているものは少ない」と認めたとうえで、「業務の安全確保が求められる資格」等においては更新制が設けられているものもある、と述べ、教員の職務については「児童生徒の将来の安全確保にかかわる資格」であり、このことをもって導入を根拠付けようとしています。しかし、これはあまりにも無理があるといわなければなりません。教員の職務は、教育基本法第1条が目的として規定する、子どもの「人格の完成」をめざすことであり、子どもの成長・発達を助けるところにその職務の中心点があります。これを「安全確保」としてしまうのは、社会的にも承認されない認識であるといわざるを得ず、「こじつけ」という受け止めがあってもおかしくないものであり、と

ても説得的に根拠を示しているとは考えられません。

第2に、こうした説得力をもたない制度であり、その根本からの見直しが求められますが、この制度のもっとも重大な問題点は、「教員の適格性」の判断にあると考えます。「たたき台」では、教員免許状が「教科等の指導力や適格性等を含めた教員としての全体的な資質能力を確実に保証するものとなるようにすること」と述べていますが、教免法の目的は、「教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする」（教免法第1条）と述べられており、あくまでも客観的基準を定めるものです。そこに「適格性」という、判断主体によっては異なった評価が生まれる概念を持ち込むことそのものが問題です。仮にその「適格性」を教育行政が判断することになれば、教育行政の恣意が入り込む余地を大きく残すものとなります。このこと自体が重大問題です。つまり、この制度は、教員免許更新時に任命権者である教育行政が「適格性」という、教員の人格についての判定をおこなう制度であり、教育基本法第10条が厳に禁じる教育に対する教育行政の不当な支配にあたり、断じて容認できないと考えるものです。

しかも、それは、教免法が憲法・教育基本法にもとづく教育をすすめるために、教育が不当な支配に服さない制度として、また、教職の専門性を担保する制度として免許状主義を定め、「大学における教員養成」と「開放制」を定めていることに照らしても、教免法の根本に抵触する重大問題であるといわなければなりません。

第3に、現行教免法でも免許の失効、取り上げについては客観的基準にもとづいて規定されており、教員免許更新制を導入する意味はないということです。

第4に、国際的にも教員免許に更新制を課している国はアメリカだけであり、グローバルスタンダードといえるものではないということです。

以上をふまえ、第5に、教員免許更新制で教育はよくなるのか、という問題について述べます。「たたき台」では、免許更新制の意義として「教員が常に緊張感を持って、自己研鑽に励む」と述べていますが、ここでいう「緊張感」とは、教員が、免許を取り上げられ、職を失うかもしれない、という強迫観念に常にさらされることを意味するものであり、子どもの教育に専念するという教員の基本任務をおろそかにするものです。教員が常に強迫観念にさらされていてよい教育ができようはずがなく、教育の前進にとって百害あって一利ない制度と指摘せざるを得ません。また、それは、教育基本法第6条が規定する教員の身分保障をこの制度をとおして根本から崩すものであり、断じて容認できません。

以上のことから、教員免許更新制導入はおこなうべきではないという答申を出されることを強く要望するものです。なお、引き続き検討する場合には、以下に述べる私たちの提案も含めて真剣な検討をおこなわれるよう要望します。

以上の意見をふまえ、教員免許制度も含めた教員の力量向上と教育の前進のための私たちの提案をおこないます。

#### ①教員養成について

まず、憲法23条、教育基本法第2条が規定する「学問の自由の尊重」を教員養成においてつらぬくことです。この観点から教員養成課程におけるカリキュラムを抜本的に見直し、学生たちがしっかりと学問研究の内容、方法、子どもの発達をはじめとする教育に対する豊かな識見を身につけられるものへと改善することが必要であると考えます。そのため、大学の自治を尊重し、大学自身の自主的努力を支援、援助することが求められます。

#### ②教員免許制度について

「大学における教員養成」「教員免許の開放制」の大原則にもとづき、免許状主義によって教職の専門性を担保するという教免法のそもそもの意義に立ち返り、必要な改善をおこなうことが求められます。その際重要なことは、免許状による専門性の担保を崩してきた施策について、原点に立ち返り見直すことです。

これまで文部科学省は文部省時代も含めて、これを崩してきました。たとえば、教員免許がなくても教壇に立てる制度としての「特別非常勤講師」、「民間人校長」の登用、兼務・兼職発令、などがそれにあたると考えます。これらを抜本的に見直し、免許主義を徹底することが重要であり、それによって、教員免許の権威も高めることができると考えます。

### ③研修について

研修は、教員の自主性・主体性が尊重されてこそ、その実をあげることができると考えます。このことから、教育公務員特例法にもとづく教員の自主研修を励ます施策を強めることが求められます。とりわけ近年、長期休業中の教員の自主研修を抑圧する動きが強まっており、当面、こうした動きを是正することが必要です。

### ④教員の力量向上を可能にする教育条件、労働条件の改善について

教育条件や教職員の労働条件については、この部会での直接的検討のテーマではないということは承知していますが、現場での強い願いにもとづいて、いくつかの点について述べます。第1は、国の責任による30人学級の実施です。いまや少人数学級の実施は45道府県に広がり、圧倒的な国民の声となっています。これをふまえた施策を求めるものです。第2は、正規教職員の計画的配置です。定数内講師、非常勤講師の増大が、教職員の協力体制や生活指導などにかかわって、現場での教育活動に困難をきたしている状況があります。正規教職員の配置をしっかりとおこなうことが必要であるという現場の声が高く、正規教職員の計画的配置が強く求められます。これをはじめ、一人ひとりの教員の力量向上が教育活動に反映するためにも、子どもたちにゆきとどいた教育をおこなえる教育条件整備をおこなうことが求められるということをあえて指摘しておきたいと思います。



## 1. 「教員免許更新制」について

中央教育審議会(以下、中教審)は、12月8日総会を開き、標記の「中間報告」を発表しました。私たちは、とりわけこの「中間報告」において述べられている「教員免許更新制」は、教職員に対する管理統制を、教員の身分をも危うくさせることをとおしていっそう強化し、子どもと教育をめぐる困難の解決に逆行する重大な問題点をもつものと考えます。

### (1)時の政府の言いなりの教員づくりをとおした教育の変質をねらう

「中間報告」は、「教員免許更新制」について、これを「導入することが必要である」として、明確に導入方向を示しました。そして、教員免許の「有効期限」を「一律に10年間」(最初の有効期限を5年間とすることも「検討」とし、その「有効期限内に」、「あらかじめ国において基本的な内容等について定め」られた「課程認定大学が開設する」または、「大学の関与や大学との連携協力のもとに都道府県教育委員会等が開設する」講習を20～30時間程度受講し、修了認定については、「実施主体が…達していると判断した場合には、修了を認定する」と述べています。

当初は、「適格性の判定」という言葉が使われていましたが、6月23日におこなわれたヒアリングでの私たちの「教育行政が教員の適格性という判断をおこなうことは、教育基本法第10条が厳に禁じる教育に対する教育行政の不当な支配である」という批判や中教審内部での異論を受けて、「中間報告」ではその言葉はなくなり、「必要な刷新(リニューアル)」という言葉を使っています。しかし、この制度の本質は、教員に対し、「時の政府」が決めた内容の講習の受講を義務付け、その結果を「時の政府」がお墨付きを与えた実施主体が判断し、認定するというものです。すなわち、「時の政府」のおめがねにかなった教員であるかどうかを「時の政府」がつくった問題でふるいにかけて決めるというものです。

このことから明らかなように、「中間報告」は、「教員免許更新制」の導入のねらいが、「中間報告」自身が言う「教員の資質能力の保持」やその向上などにあるのではなく、「競争と管理」、「格差づくり」をすすめる国の教育政策に忠実な教員づくりとそれをとおした教育支配によって、教育を変質させることにあることを露骨に示しています。

教育基本法第10条は、教育は「国民全体に対し直接に責任を負って」おこなわれなければならないことを明確に規定していますが、「教員免許更新制」は、これに真っ向からそむき、国民のための教員から、時の政府の言いなりの教員へと根本的に変質させるものです。

### (2)教員の身分保障を根底から掘り崩すという重大問題

「中間報告」は、上記の「要件を満たさない場合」、つまり、修了が認定をされなかった場合は、「教員免許状は更新されず、当該免許状は失効する」とし、「教育公務員の身分を失う」と述べ、「当該者を他の職として採用するかどうかは、任命権者の判断」としています。そうなれば、教員は、免許を取り上げられ職を失うかもしれないという強迫観念に常にさらされることとなります。

教員がこのような状態におかれて、一体よい教育ができるのでしょうか。教育基本法第6条が教員の身分保障を特段に定めているのは、子どもの「人格の完成」(教育基本法第1条)をめざし、その成長・発達を助けるという教育の持つ崇高な責務にふさわしく、教員が子どもの教育に専念するという基本任務が果たせるようにするためです。この身分保障の根本を掘り崩す「教員免許更新制」は、教育の前進にとって百害あって一利ないものであることを厳しく指摘するものです。

また、「中間報告」は、現職教員をふくむ現に教員免許状を有するものに対して、「更新制」を適用するかと

うかについては「検討」としていますが、現職教員については、「人事管理システムの一層適切な運用」「分限制度の厳格な適用」「新しい教員評価システムを早急に構築し…状況に応じて分限制度等の活用」によって対処するとしており、この点から見て、「更新制」が文部科学省や教育行政の言いなりにならない教員を教壇から排除する制度であることが明瞭に見て取れます。

なお、免許の失効、取り上げについては、重大な社会的問題を犯して懲戒免職処分等处せられた場合など、現行の教免法で客観的基準にもとづいて規定されており、この面からも「教員免許更新制」による免許失効は道理がないことを指摘しておきます。

#### (3)「更新制」導入の根拠もまともに示すことができない

「教員免許更新制」は、2002年の中教審答申で「現時点におけるわが国全体の資格制度や公務員制度との比較において、教員のみ更新時に適格性を判断したり、免許状取得後に新たな知識技術を修得させるための研修を要件として課すという更新制を導入することはなお慎重にならざるを得ない」として導入を見送ったものです。にもかかわらず文部科学大臣は、わずか2年でまた「更新制」導入を諮問し、今回の中教審「中間報告」はこれにもとづいて出されたものです。「中間報告」では、2002年時点で指摘されていた問題について①分限制度との関係については、「更新制」は「リニューアル」であって分限制度とは違う、と述べていますが、すでに指摘したように、現職教員への対応を見れば、明らかに分限制度と分かちがたくむすびついた制度として「更新制」が構想されており、「中間報告」は単なるごまかしでしかありません。②専門性向上との関係については、「免許更新講習の受講をきっかけに自己研鑽が期待できる」、と述べています。教員の研修のきっかけにするためにこんな重大な制度を持ち込むなど、とんでもないことです。そもそも、これまで教員をはじめ教職員の自主的な研修に対する抑圧をさんざんおこなっておきながら、よくも言えたものだというのが現場の率直な気持ちです。③任期制を導入していない公務員制度との関係については、現行法との関係で根拠を示すことができず、あらかじめ任用期間を決めて採用する任期制とは「趣旨・目的を異にする」としか述べることができていません。しかし、「更新制」は、いわば「あらかじめ任期を定めない任期制」といってもよい制度であり、教員を人生設計、生活設計ができない状態に追い込む制度です。④わが国全体の資格制度との関係については、さすがに、当初述べていた、教員の職務は「児童生徒の将来の安全確保にかかわる資格」とは、言うことができないでいますが、そうすると根拠を述べることができず、論証抜きに「更新制を導入する必要性は高い」と述べるにとどまっています。

このように、どれをとりあげてもまともな根拠を提示することができていないことが「中間報告」の特徴です。それは、「教員免許更新制」が、教育への介入を強める財界の強い圧力を背景に導入がはかられているからです。このような無責任な「中間報告」を断じて認めるわけにはいきません。

#### (4)欠陥だらけの制度設計

当然、私たちはこうした重大な問題点をもつ「教員免許更新制」導入は断じておこなうべきではないという立場です。しかし、仮に導入を前提としたとしても、「教員免許更新制」は以上のような重大問題のうえに構想されたがゆえに、制度設計の体をなしておらず、欠陥だらけのものです。

第1に、教員免許を保持していて教員となっていないものに対する対応について、ほとんど言及されていないことです。「中間報告」は、「いわゆるペーパーティーチャーについても、免許更新講習の受講及び修了認定の確認により、教員免許状を更新することは可能になるものと考えられる」と述べているのみです。しかし、更新の要件は「修了認定の確認」ではなく、講習の実施主体があらかじめ定めた修了目標に「達していると判断した場合」であり、そこには、「達していないという判断」が生まれうるものです。したがって、それは、「確認」ではなく「判定」です。実際に教育活動をおこなっていないいわゆる「ペーパーティーチャー」に、実際に教育活動をおこなっている教員と同等の「水準」を求めること自体おかしい話です。教員免許状保持者で教員となっていないものに対して、こうしたずさんな対応しか述べえていないのは、この「更新制」が教員免許を保持して実際の教育活動をおこなっている教員をねらいうちにして、その教壇からの排除という

脅しを背景に政府・文部科学省いいなりの教員づくりを目的としていることを自ら告白するものです。

第2に、複数免許保持者に対する更新制は、「一の免許状についての更新の要件を満たせば、他の免許状についても併せて更新される」としています。もちろん私たちは「更新制」そのものに反対ですが、「中間報告」の論理からすれば、複数免許保持者に対してはそれぞれに「免許更新制」をかけなければならないのです。それをあいまいにしておいて、「厳格な適用」などといってもまったく説得力をもちません。

第3に、これまで文部科学省は免許状による専門性の担保という教免法を崩して「特別非常勤講師」「民間人校長の登用」など、教員免許なしに教育に携わることのできる制度をすすめてきました。「免許更新制」というのならば、こうした免許をもたないで教育に携わることのできる制度は廃止されるべきです。しかし、「中間報告」は、これはこれで温存すると述べています。これでは、財界の要求におもねたご都合主義というそしりをまぬかれません。

第4に、「教員としての研修実績や勤務実績等が当該講習に代替しうるものとして評価できる場合もありうると考えられる」として、更新対象者の受講の「全部又は一部を免除すること」を検討する、と述べていますが、それならば、「教員免許更新制」の導入は必要ないではありませんか。「中間報告」は、「更新制」導入必要なしということを自ら述べているに等しいものです。

第5に、「10年経験者研修」との整合性についても矛盾をきたしています。私たちは、「10年経験者研修」については、反対であり、この制度の撤回を求める立場ですが、この「10年経験者研修」は、2002年に中教審が「免許更新制」導入を見送ったこととのいわば引き換えに定めた制度です。したがって、「免許更新制」導入を前提として、「リニューアル」のために10年目に免許更新講習を受講させるというのならば、「10年経験者研修」は廃止して当然です。ところが「中間報告」は、この「10年経験者研修」は残すというのです。こんなことをすると10年目の教員は、文字どおり「研修漬け」にされ、教育活動に支障をきたすことは火を見るよりも明らかです。

これらの問題は、結局、現行制度の運用で対応しようとすればできるにもかかわらず、「更新制」をむりやり導入しようとするために生じてきている文部科学省・中教審自身の内部にふくれあがる矛盾にほかなりません。

#### (5) 断じて導入してはならない

以上、重大な問題点をもつ「教員免許更新制」が導入されれば、犠牲になるのは子どもたちです。「競争と管理」「格差づくり」をすすめる教職員づくりを私たちは断じて許しません。同時に、教育現場に混乱といっそうの多忙化を引き起こし、この面からも子どもたちを犠牲にするものです。これらのことから、私たちは「教員免許更新制」は断じて導入すべきでない立場をあらためて表明するものであり、引き続き、「教育免許更新制」導入の答申をおこなわないことを求め、父母・国民のみなさんとともに、全力をあげてとりくむものです。

## 2. 「教職大学院」制度について

「中間報告」のもう一つの柱は、「『教職員大学院』制度の創設」です。「中間報告」では、「教員養成に特化した専門職大学院」としての「教職大学院」をつくり、学部卒業生を対象に「新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成」と、現職教員を対象に「地域や学校における指導的役割を果たし得る…スクールリーダーの養成」をおこなうというものです。

私たちは、6月23日におこなわれたヒアリングの段階で、「この制度が一部の教員や学部卒業生を対象にした管理職養成の制度であるという制度設計そのものに問題があり、抜本的に見直すべき」と意見表明をおこないましたが、「中間報告」においても基本的に同様の制度設計となっており、あらためて以下に述べる重大な問題点を指摘するものです。

#### (1) 教職員の中に「格差づくり」をもちこむ

「中間報告」は、「教職大学院」においては「将来の中核的・指導的な教員に相応しい資質能力を適確に判断」して学部卒業生および現職教員を入学選抜し、卒業後、新人教員においては、教員採用試験において「通常の採用選考方法とは異なる観点・方法で選考する」とし、学部卒業生との格差を設けています。また、現職教員の場合は、「校長・教頭等学校における一定の職務・位置付け、給与面での処遇その他の取り扱いが考えられる」とし、人事や給与における優遇を述べ、一般教員との格差を設けています。このように、「教職大学院」制度は、一部の学部卒業生と現職教員を対象にして、格差づくりをすすめるものであり、その制度設計そのものがきわめて差別的な制度となっているものです。これは、現場においては、学部卒業生と「教職大学院」卒業生、「教職大学院」ではない大学院卒業生、との間の格差、一般現職教員と「教職大学院」修了教員との間の格差となってあらわれます。つまり、学部卒業生と現職教員の中に「勝ち組」「負け組」をつくりだすものにほかならず、「構造改革」路線の具体化といわなければなりません。

またこれは、教員養成制度と採用、研修制度との関係においても大きな問題をもつものです。教員養成の大原則は「大学での教員養成」と「開放的免許」です。つまり、大学（この場合は「教職大学院」）における教員養成と教育行政による採用選考を安易にむすびつけて特別扱いすることは、「大学での教員養成」という原則にそむき、実質的に教育行政が教員養成をおこなうことにつながる大問題をもつものです。

さらに、「教職大学院」卒業生について「任命権者の判断により初任者研修の全部又は一部を免除することができる」としていることも問題です。ヒアリングでも指摘したように、これは、大学における教員養成の課程履修と、教育行政がおこなう現職教育としての初任者研修制度を混同するものです。

#### (2)管理職、中間管理職づくりをねらうもの

上述したように、「教職大学院」創設のねらいは、管理職、中間管理職づくりをねらうものであることは明らかです。「中間報告」では「スクールリーダー」なる言葉を使い、これについてわざわざ「注」で『「スクールリーダー」とは、例えば校長・教頭等の管理職など特定の職位をさすものではなく…』と述べていますが、結局、卒業後の処遇においては「校長・教頭等の一定の職務・位置づけ」と述べているのですから、ごまかしに過ぎません。

また、10月26日に出された中教審答申では、新たな中間管理職としての「指導教諭」や「主幹」の導入方向が述べられており、これと重ねて考えると、「教職大学院」での養成目的は、管理職づくり、中間管理職づくりにあることは明白です。

#### (3)教職員が力をあわせた学校づくりを困難にする

上述したように、「教職大学院」制度は、一部の教員を他の教員と特別扱いするものです。こうした制度は、教育活動の前進につながらなければかりか有害ですらあります。いま子どもたちは、大変な発達環境におかれており、子どもの成長・発達を保障するために、教職員が力をあわせて教育活動に打ち込むことが求められています。ところがこの制度は、力をあわせなければならない教職員の中に差別と分断を持ち込み、もっとも大切にならなければならない教職員の共同と団結にくさびを打ち込むものです。これでは、教育はよくなりません。私たちは、この「教職大学院」の制度設計そのものを抜本的に見直すことをあらためて強く主張するものです。

#### (4)学問研究を後景に退け、学問と教育を切り離すとともに、大学院の果たす役割を低める

「中間報告」は、「教職大学院」を「教員養成に特化した専門職大学院」として、「専ら教員の養成又は研修のための教育を行うことを目的とする」と述べています。しかし、専門職大学院設置規準では「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」とされているのです。「教職大学院」においては、学術の理論及び応用の教授研究や、深い学識という重要な部分が捨象されており、学問研究を軽視するものといわざるを得ません。この点について、私たちはヒアリングにおいても、「学問研究と教育については、教育基本法第2条が、憲法

第23条の規定に重ねて『学問の自由の尊重』を規定していることから明らかなように、戦前の教育が学問研究と切り離され、国民教化の道具とされたことへの深い反省から、戦後教育の出発点は、その正しい結合をはかりましたものです」と指摘してきたところです。

以上、「中間報告」は、ヒアリングをおこなった時点で指摘した問題点にいつさいこたえないばかりか、いつそうの問題点を広げるものとなっています。私たちは、教員の力量向上は重要問題であると考えており、すでにヒアリングで、教員免許制度も含めた教員の力量向上と教育の前進のために以下の提案をおこなっています。中教審に対し、私たちの提案についての真剣な検討をあらためて強く求めるものです。

#### ①教員養成について

まず、憲法23条、教育基本法第2条が規定する「学問の自由の尊重」を教員養成においてつらぬくことです。この観点から教員養成課程におけるカリキュラムを抜本的に見直し、学生たちがしっかりとした学問研究の内容、方法、子どもの発達をはじめとする教育に対する豊かな識見を身につけられるものへと改善することが必要であると考えます。そのため、大学の自治を尊重し、大学自身の自主的努力を支援、援助することが求められます。

#### ②教員免許制度について

「大学における教員養成」「教員免許の開放制」の大原則にもとづき、免許状主義によって教職の専門性を担保するという教免法のそもそもの意義に立ち返り、必要な改善をおこなうことが求められます。その際重要なことは、免許状による専門性の担保を崩してきた施策について、原点に立ち返り見直すことです。

これまで文部科学省は文部省時代も含めて、これを崩してきました。たとえば、教員免許がなくても教壇に立てる制度としての「特別非常勤講師」、「民間人校長」の登用、兼務・兼職発令、などがそれにあたると考えます。これらを抜本的に見直し、免許状主義を徹底することが重要であり、それによって、教員免許の権威も高めることができると考えます。

#### ③研修について

研修は、教員の自主性・主体性が尊重されてこそ、その実をあげることができると考えます。このことから、教育公務員特例法にもとづく教員の自主研修を励ます施策を強めることが求められます。とりわけ近年、長期休業中の教員の自主研修を抑圧する動きが強まっており、当面、こうした動きを是正することが必要です。

また、教員が力量を高めるためには、自らがすすめている教育活動が子どもの成長・発達に役立っているのか、父母の願いに沿ったものとなっているのかについて、子ども、父母、同僚と、双方向型、対話型での評価活動を日常的におこなうことが重要です。そうした教育の本質に立脚した評価は、「参加と共同の学校づくり」の中でこそ可能です。教育行政には、こうした現場の自主的な学校づくりのとりくみを支援することが求められます。

#### ④教育を前進させ、教員の力量向上を可能にする教育条件、労働条件の改善について

教育条件や教職員の労働条件の改善は、教育の前進にとって重要課題です。とりわけ教職員の労働条件は、子どもにとって、最も重要な教育条件の一つであるからです。そのため、教職員の多忙化を解消し、教職員が子どもの教育に専念できる条件整備を求めます。同時に、以下のことが緊急に求められます。

第1は、国の責任による30人学級の実施です。いまや少人数学級の実施は45道府県に広がり、圧倒的な国民の声となっています。これをふまえた施策を求めるものです。第2は、正規教職員の計画的配置です。定数内講師、非常勤講師の増大が、教職員の協力体制や生活指導などにかかわって、現場での教育活動に困難をきたしている状況があります。正規教職員の配置をしっかりとおこなうことが必要であるという現場の声が高く、正規教職員の計画的配置が強く求められます。これをはじめ、一人ひとりの教員の力量向上が教育活動に反映するためにも、子どもたちにゆきとどいた教育をおこなえる教育条件整備をおこなうことが求められるということを指摘しておきたいと思えます。